平成２７年（フ）第１９５０号
横浜市都筑区すみれが丘24番地１　シャルムすみれ105号室
破産者　木暮　　靖
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１２６号
横浜市磯子区森５丁目５番13号
破産者　寺沢多美子
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１５９号
横浜市瀬谷区東野136番地15
破産者　中原　武彦
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２８５号
横浜市南区永田北３丁目17番６号　石川テラスハウス
破産者　小林　眞理
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３１８号
横浜市緑区霧が丘２丁目16番地４　並木ハイツ202号
破産者　川井　忠雄
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３１９号
横浜市緑区霧が丘２丁目16番地４　並木ハイツ202号
破産者　川井ヤヨ子
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３３５号
神奈川県大和市鶴間２丁目11番32号　コーポ高崎203号
破産者　栗田　上作
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４３６号
新潟市西区寺尾21番10号
破産者　佐野　友紀
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２６９号
金沢市間明町１丁目141番地　コーポＭ２107号、従前の住所金沢市若宮２丁目21番地
破産者　錢谷　寿典
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３０９号
金沢市駅西新町３丁目９番16号　ロイヤルハイム西302号
破産者　鍛治　竜太
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２３８号
長野県安曇野市穂高柏原2788番地５　西山団地７号棟110号
破産者　多田電気こと　多田　博明
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第５０６号
静岡市葵区井宮町11番地
破産者　石月　開治
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３４号
徳島県海部郡牟岐町大字牟岐浦字浜崎91番地
破産者　川邊　二郎
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２７年（フ）第２８号
香川県三豊市高瀬町比地中393番地１
破産者　詫間　律子
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２７年（フ）第３９号
東京都世田谷区北沢２丁目13―10　月村マンション501、住民票上の住所香川県観音寺市天神町３丁目６番25号
破産者　田岡　敬浩
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２７年（フ）第５７２号
北九州市八幡西区里中１丁目６番18―602号
破産者　田上みどり
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５９５号
北九州市八幡西区本城２丁目２番45号（チェリーヒルズＣ棟101）
破産者　花田　富香
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続終結

平成２５年（フ）第３１号
最後の住所　福島県いわき市小川町西小川字上居合156番地
破産者　亡吉田義彦相続財産
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第４６０９号
東京都世田谷区北烏山２丁目10―Ｄ―103、開始決定時の住所東京都目黒区目黒１丁目22―４
破産者　梅本　恵子
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部